



平成 26 年 12 月 9 日

各 位

上場会社名 上 新 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 嶋 克 彦
(コード番号:8173 東証第一部)
問 合 せ 先 代表取締役専務 宇 多 敏 彦
経営管理本部長
(TEL. 06-6631-1161)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入について

当社は、平成 26 年 12 月 9 日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本プランの概要

本プランは、「上新電機社員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当社では、従業員の自社株保有を促す手段として従業員持株会制度を導入しておりますが、本プランの導入により、当持株会制度への従業員の理解および入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

当社は本プランの導入のため野村信託銀行株式会社および株式会社りそな銀行を受託者とする上新電機社員持株会信託口(以下、「持株信託」といいます)を設定します。持株信託は信託設定後約 5 年間にわたり、本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。

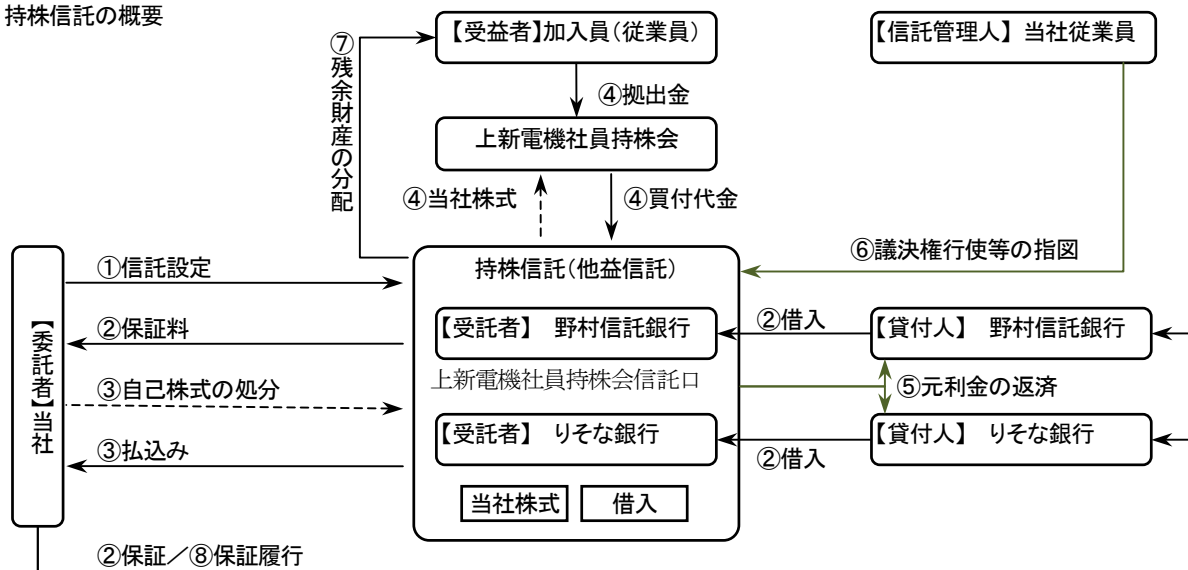
当該借入は、貸付人、借入人(持株信託)、保証人(当社)の三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、持株信託と当社の間で本件に係る有価証券届出書の効力発生後に締結する予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。持株信託は、本持株会と締結される株式注文契約に基づき、信託期間(約 5 年)において、該当月に本持株会に対して保有する当社株式を一定の計画(条件および方法)に従って、継続的に時価で売却します。

持株信託は、当該売却代金および保有株式に対する配当金を原資として、貸付人への借入金の返済および金利の支払いを行います。持株信託の終了後、信託財産に属する金銭から、信託費用や未払いの借入元金などを支払い、残余の財産が存在する場合は、当該金銭(損失補てん準備金勘定内の金銭を除く。)を、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者と当社が締結する予定の事務委託契約に基づき、受託者が、当該契約の委託者である当社を介して、従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。

本プランの導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 7,183,739 株(平成 26 年 9 月 30 日現在)のうち 1,414,000 株(約 1,307 百万円相当)を持株信託へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 本プランの仕組み

持株信託の概要



- ① 当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした持株信託（他益信託）を設定します。受託者は野村信託銀行株式会社および株式会社りそな銀行となります。
- ② 持株信託は貸付人から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証を行います。当社は、当該保証行為の対価として保証料を持株信託から受け取ります。
- ③ 持株信託は信託期間内に持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を当社の第三者割当による自己株式処分によって取得します。
- ④ 持株信託は信託期間を通じ、該当月に当社株式を一定の計画（条件および方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 持株信託は持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、および保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金等返済に充当します。
- ⑥ 持株信託が保有する当社株式に係る議決権は、受益者のために選定された信託管理人が行使の指図を行います。
- ⑦ 持株信託は信託期間の終了や、信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に持株信託が借入金を返済できなくなった場合、上記②の保証行為に基づき当社が債務保証履行することで借入金を返済します。

3. 持株信託の概要

- (1) 名称： 野村信託銀行株式会社（上新電機社員持株会信託口）および株式会社りそな銀行（上新電機社員持株会信託口）
- (2) 委託者： 当社
- (3) 受託者： 野村信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行
- (4) 受益者： 受益者適格要件を満たす者（信託終了時に信託内に残余財産がある場合に確定することとなります。）
- (5) 信託契約日： 平成 26 年 12 月 10 日（水）
- (6) 信託の期間： 平成 26 年 12 月 10 日（水）～平成 32 年 1 月 6 日（月）
- (7) 信託の目的： 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給および受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付

以上